

平成２７年度第１回高崎市子ども・子育て会議 会議録概要

- 日 時 : 平成２７年８月２０日（木）午後２時００分～午後３時００分
 - 場 所 : 高崎市役所 本庁舎４階 庁議室
 - 出席者 : 別紙のとおり
 - 傍聴者 : ０人
 - 会議に付した案件
 - ・ 特定教育・保育施設の利用定員について
 - 配付資料 ・ 次第
 - ・ 高崎市子ども・子育て会議 委員名簿
 - ・ 高崎市子ども・子育て会議 事務局職員名簿
- 事前送付資料
- ・ 資料 1 「保育所利用定員設定に係る概要調書」
 - ・ 資料 2 「慈光保育園」
 - ・ 資料 3 「いず海保育園」
- 会議録 : 別紙のとおり

○ 出席者（委員）：１８名

番号	所属団体等	氏名	当日 出欠
１	高崎市医師会	新井 英夫	
２	高崎市区長会 副会長	飯野 茂	
３	公募市民	小澤 健一	
４	高崎市保育協議会 会長	狩野 章	
５	公募市民	後閑 紀子	
６	日本労働組合総連合会群馬県連合会 高崎地域協議会 事務局次長	越澤 恭行	
７	元教育委員長、あすなろ学童クラブ代表	小見 勝栄	
８	高崎市ＰＴＡ連合会 常任理事	小峯 希子	
９	高崎市学童保育連絡協議会 会長	鈴木 宏輝	
１０	高崎市民生委員児童員協議会 主任児童委員連絡会会長	高橋 鈴子	欠席
１１	高崎健康福祉大学 教授	千葉 千恵美	
１２	高崎市心身障害者等連絡協議会 会長	中澤 登	
１３	高崎市保育協議会保護者会 会長	長澤 尚胤	
１４	高崎市私立幼稚園・こども園協会 会長	蜂須賀 和夫	代理出席
１５	高崎市母子等保健推進協議会 副会長	樋口 啓子	
１６	高崎市小学校長会 長野小学校長	松下 広美	
１７	高崎市社会福祉協議会 会長	松橋 亮	
１８	高崎市私立幼稚園・こども園父母の会連合会	峯岸 久美子	
１９	高崎市児童文化スポーツ連合会 理事長	吉井 良弘	
２０	認定こども園の代表者	和田 辨孝	欠席

○ 出席者（事務局職員）：１５名

○ 会議録

1. 開会 (事務局)	定刻となりましたので、ただいまから平成27年度第1回高崎市子ども・子育て会議を開会させていただきます。 それでは、会議の開会に先立ちまして、本日の会議は欠席1人、代理出席が1人、残り18人が出席でございますけれども、今のところ2人がお見えになっておりませんが、高崎市子ども・子育て会議条例第6条第2項の開催要件を満たすことをご報告いたします。 また、高崎市情報公開条例第30条の規定に基づき、会議は公開となっておりますので、併せて報告させていただきます。なお、高崎市審議会等の会議の公開に関する要綱第6条第2項の規定により、傍聴者による録音、ビデオ等の撮影は禁止しておりますが、報道関係者に限り、写真撮影を許可してあります。それでは、お手元の次第に基づきまして進めさせていただきます。
2. 新委員委 嘱状交付 (事務局)	はじめに次第2「新委員委嘱状交付」でございます。団体の役員の改選等により今年度から新たに委員に推薦された方を子ども・子育て会議の委員に委嘱させていただきます。 (子育て支援担当部長から新委員に委嘱状を交付) それでは新しく委員になられたお二人から一言ずつごあいさつを頂戴したいと思います。 (新委員の自己紹介) ありがとうございました。それでは、次に進めさせていただきます。
3. 会長あい さつ (事務局) (会長) (事務局) (会長)	次第3「会長あいさつ」でございます。会長からごあいさつを頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。 (会長あいさつ) ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。 議事の進行は、高崎市子ども・子育て会議条例第6条第1項により、会長が議長となることになっておりますので、ここからは会長に進行をお願いしたいと思います。 これより議事の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。議事の協議に入る前に会議録の署名人の指名をさせていただきます。このことについて事務局から説明をお願いします。 高崎市子ども・子育て会議運営規則第3条第2項により、「会長は、会議に出席した委員のうちから、会議録署名人1人を指名する。」と定められております。 ただいま事務局から説明がありましたように、私から指名させていただくことになります。私からは、委員Aをお願いしたいと思います。委員Aには、当会議の会議録が完成しましたら、ご署名をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

4. 議事 1 (会長)	それでは議事に入ります。まずは議事 1 「特定教育・保育施設の利用定員について」を議題といたします。 (利用定員の設定について事務局から説明を行った。) 事務局からの説明は終わりました。委員の皆様から特定教育・保育施設の利用定員について何かご質問等がございますか。 よろしいでしょうか。それではここで「特定教育・保育施設の利用定員について」の協議は終結いたします。
(事務局)	会長、議事及び意見交換の進行、ありがとうございました。
5. その他 (事務局)	それでは、その他といたしまして、事務局から 1 点ご提案をさせていただきます。 今回、委員の皆様には、保育所の利用定員の変更に係る協議をいただきましたが、今後も保育所につきましては、認可に関する意見聴取は社会福祉審議会、利用定員については子ども・子育て会議という形で、異なった会議で行うこととなります。今後、同様の案件がありました場合には、その都度、お忙しい中、委員の皆様にはご足労いただかなければならないということも想定されるところでございます。 そこで、ご提案でございますが、今後、同様の案件があった場合には、会議の開催を書面による開催とさせていただき、委員の皆様からは書面によるご意見を聴取させていただきたいと考えているところでございます。ただし、認定こども園の認可に係る意見聴取を行う場合には、利用定員の意見聴取も同時に開催することができるため、従来どおり会議を開催させていただきたいと考えております。 また、特殊な事例や、書面審査の段階で委員の皆様から会議の開催が必要とのご意見があった場合には、会長ともよく相談をさせていただき、これまで同様会議を開催することとさせていただきたいと考えております。 以上の提案をさせていただきましたが、委員の皆様からのご意見を頂戴したいと存じます。いかがでしょうか。 (意見なし) ご意見がないようですので、ただ今申し上げましたように、同様の案件につきましては、基本的には書面開催とさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。 なお、定員の関係の審査につきましても、今回ご説明をさせていただきますので、ただ資料を送付させていただくだけでなく、その内容につきましても、詳細を示させていただきました書類等も付けさせていただいて、書面での審査という形でお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、今日の会議につきましては、以上を持ちまして全て終了ということになりますが、その他に委員の皆様からのご意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。
(委員 B)	子ども・子育て会議ということで、意義としては地域全体で子どもを育てていこうというのがあると思うのですが、学童保育に関することも是非引き続きの議論の議

	題としてあげていただきたいと思います。ちなみに予定等がありましたら、お聞きしたいと思います。
(事務局)	今のところ、学童保育についてこの会議で具体的に検討するという予定はないのですが、この子ども・子育て会議の趣旨のひとつとして、子ども・子育て支援事業計画の進行管理等について、審議していくということにもなっておりますので、こういった中で必要に応じて、もちろん学童ということに限らず、保育所等も含めそういった内容についての進捗、計画された内容がどのように進んでいるかというような説明、報告はさせていただく可能性はありますが、学童という1点に絞って会議でやるということは今のところ予定はされないのですが、全体の中として、必要に応じてやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
(委員C)	4月の条例制定に基づいて、消費税増税の部分が学童の先生の待遇改善というところにも充てられています。市からいただいたお金を主任の先生とパートの先生とどのくらいで分けなさいと指示があったかと思うのですが、その割合がやはり主任の先生が多すぎるのではないかなという意見が、保護者の間にも出ております。高崎市では国から入ってきた消費税アップ分を、学童に限っては先生の人件費に当ててほしいということで指導いただいているということですが、今後ずっと先生の人件費アップということでのお金を支給していただく形になるのか、それとも去年、平成26年、平成27年に限っては先生の人件費に使ってほしいということでしたましたが、来年からは設備や子どもの絵本に使ってほしいということになるのか、方向性をちょっとお伺したいのですが。よろしくお願いいたします。
(事務局)	学童の職員の処遇改善の件ですが、こちらについては平成26年度の補正予算で、国から放課後児童クラブを18時30分より多くやっているところについては、指導員の処遇を改善するためのみに使える補助金が国からきておりますので、それを逸脱した使い方をするのがそもそも出来ないことになっております。 今年度もまた同じような事業はあったのですが、国が若干制度を変えてきて、考え方が変わってきてはいるのですが、やはり処遇改善に使うというかたちで国からきているということもありますので、例えば国が使い道は限らないということであれば、市もクラブの自主性にお任せして使ってくださいというお話は出来るのですが、それ以外のお金に使われてしまいますと、補助金の返還ということに、最終的にはなってしまう可能性もございまして、いったんお支払し、使ってしまったお金を国に返してくださいという可能性もありますので、現状では処遇改善に使っていただかないといけない部分がありますが、その辺ご理解いただければと思います。ただその辺につきまして、市として、市のお金でそういう別のところに力を入れていくことについて、検討の余地ということはあると思いますけれども、今お伺した意見を頂戴しまして、考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
(委員C)	ありがとうございます。学童は地域、地域でいろいろな問題があると思います。う

	ちの子どもがお世話になっているところはそういった問題が起っているのですが、お金、収入が増える分、大変大きなお金ですから、いろいろなケースがあると思います。処遇改善に関わるのみの使用でいただいしまうと、やはり弊害が出てくる学童もありますので、その辺も今後考えていただく余地もあるかなと今感じておりますので、意見を述べさせていただきました。
(委員D)	本当に学童保育の現状は大きな課題ばかりです。特に今年のような暑い中で夏休みですと、ワンフロアの中に60人、70人、朝から19時30分までが通常になってきておりまして、これは避けて通れない大きな課題ばかりなのです。このお話を聞きながらずっと考えていたのですけれども、学識経験者や経験者を入れた専門会議など定期的にいろいろな諸問題に対して意見を交換し、新年度で新しい学童のあり方や提言できるようなものが実施できないと、このままいろいろな問題がますます多くなってしまいます。 子どもたちの世界も大きく変わりましたし、その保護者に対する考え方も大きく変わって、学童を作る運動の時代から、必要な時だけ預かってくれればいいのだというような時代から、あるのが当たり前と考える父母が大変多くなってきている。これはなかなか学童だけでは対応しきれなくなっている。また、けが人が出たら学童の誰の責任ですかというような問題も避けても通れなくなってきました。運営委員長さんが区長会の会長さん、あなたの責任ですよと言われたら、たぶんそのようなことは誰も受けられないということにもなりますし、いろんな問題が曖昧のまま、何とか今まで推移して来ましたが、この辺でしっかりとこうした場合にはこうするという条例や規約をちゃんとつけて、それから行政がどこから指導して、どこまで責任を持つのかというようなことも、しっかりと決める時期がきたのではないかと思います。是非専門部会のようなものを構成して、学童問題に新しい視点で方向性やガイドラインを作りたい、作っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
(事務局)	貴重なご意見としてお伺いをさせていただきたいと思っております。担当課としても基本的に、今まで少し足りなかった部分というのは、現場に出向いて、その現場の状況を把握するという必要があったにもかかわらず、なかなか全クラブにまわるような状況になっておりませんでしたので、そういうところも含め、我々も可能な限り、全クラブに1年に1回くらいは顔を出して、現実というものをよく見させていただくということも必要なのではないかなということも考えさせていただきました。そういうことも含め、今年は試みとしまして、これまで数年行っていなかったのですが、全クラブを集めて新制度等のご説明をさせていただいておりますので、こういった会も引き続き開催をするとともに、例えば会の中で代表の方に集まっていただき、議論をしていただくということも、ひとつの考え方なのかなと思いますので、その辺も含め、総合的に検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
6. 閉会 (事務局)	他に何かありますでしょうか。 それでは、これをもちまして平成27年度第1回高崎市子ども・子育て会議を終了さ

	させていただきます。会議を閉会いたします。
--	-----------------------